

第8章 開発技術協力事業

第1節 事業の概況

開発途上の国々が経済の自立化をはかり、経済発展を進めるにあたって、これらの国々の資金、外貨、技術力の不足等の諸制約を考えた場合、近い将来独力で経済発展の軌道に乗ることは、少なからず困難性のあることが指摘できる。このような認識のもとに先進諸国は開発途上国の自助努力を支援するため、従来から資本、外貨不足を補うため借款を供与する等の「資本協力」、技術水準、人的能力の向上を促進させるための「技術協力」、輸出の増進を通じ外貨不足の緩和と産業の発展をはかるための「貿易を通じる経済協力」等を行なってきた。

しかしながら、これらの援助は量的にも限られ、また、贈与の形で行なわれない限り返済しなければならぬ債務として残るため、援助額が増大するにつれて累積債務額が増大し、その返済のため新規援助の一部が相殺されて開発途上国の経済活動を阻害する一因ともなっている。

これに対し、輸出による外貨の収入は、開発途上国にとって自由に使用できることから、経済開発を軌道に乗せるための輸出を振興して外貨を獲得し、トレードギャップをうめることが何よりも効果的と考え、「援助よりも貿易を」という声が高まり、力を入れつつある。

ところで、開発途上国の輸出は、総輸出のうち80パーセント近くが一次産品によって占められている実状から、これら諸国が輸出所得の向上をはかる方途としては、一次産品の輸出拡大が当面もっとも容易で、かつ、効果的であるため、開発途上国は先進諸国に対し一次産品の買付増大を強く要求している。

一方、わが国の開発途上国に対する貿易収支は、だいたいにおいて輸出超過となっており、その差は大きくなりつつある。貿易における輸出依存度の高いわが国としては、開発途上国の強い要求である貿易収支の改善をはかるため、これら諸国からの輸入を促進することが重要な課題となっている。

しかしながら、開発途上国の一次産品は、一般的に品質、価格において国際競争力に乏しく

また、輸出余力が不足し供給安定性に問題がある。したがって、開発途上国からの一次産品輸入を促進するためには、今後わが国として輸入の増大が期待される品目について、投資を含む資本協力と技術指導を有機的に組み合わせた開発輸入を促進し、輸出余力の確大、品質の向上、コストの低減等供給の安定性を確保することが、わが国にとって望ましい経済協力の一形態である。

開発技術協力事業は、以上のような背景をもとにして、一次産品の輸入拡大を通じて貿易強化をはかるため、わが国の需要に適合するようにその生産性の向上、品質の改善、流通機構の整備等の面の技術協力を行なうため、昭和42年度から発足した事業である。

- ① 初年度の昭和42年度は、タンザニア、インドネシアおよびカンボディアに対してとうもろこしの開発協力調査ならびにタイの一次産品開発協力調査を実施した。
- ② 昭和43年度は、前年度に実施した調査結果に基づき、インドネシアおよびカンボディアに対してとうもろこしの開発協力を行なうことに決定し、専門家を派遣し、協力に必要な機材供与を行なった。また、タイ一次産品開発協力としては、ケナフのレッティンポンド浚渫用建設用機材の供与と大豆開発専門家の短期派遣を行なった。
- ③ 昭和44年度は、前年度からの継続でインドネシアおよびカンボディアとうもろこし開発協力に対し専門家派遣、機材供与を、タイ一次産品開発協力に対しては、油糧種子実験室用分析機材と輸出規格検査用機材の供与を行なった。また、新規事業としてカンボディアの森林開発のための調査を行なった。
- ④ 昭和45年度は、インドネシアとうもろこし開発協力事業の協力期間が本年度で終了するので、巡回指導班を派遣しイ側と協議の結果、さらに3年間協力することに決定し、専門家派遣、機材供与を行なった。カンボディアとうもろこし開発協力事業は、同国の政変に伴う政情不安のため、事業を一時中断し派遣専門家を帰国させた。また、タイ一次産品開発協力事業としては、油糧種子実験用パイロットプラントを供与するとともに、大豆の開発に協力するため専門家を派遣し、実態調査、育種選抜試験、栽培適応試験等を開始し、協力に必要な機材を供与した。新規事業としては、インドネシアおよびタイに対して、とうもろこし開発協力のための調査を行なった。
- ⑤ 昭和46年度は、インドネシアとうもろこし開発協力事業の協力期間延長に伴い、さらに濃密な協力を行なうため派遣専門家もプロジェクト地区に分散配置するとともに、機材供与を実施した。タイ一次産品開発協力事業に係る大豆開発については、協力を開始してから2年目にあたるため現状把握を行ない、問題点の抽出とその解決のため巡回指導班を派遣し、派遣専門家に対し指導助言を行なうとともに機材供与を行なった。とうもろこし開発については、協力の相手先である国家開発省信用販売局の機構改革問題、タイ側で負担すべき費用が予算化されなかったこと等により実施調査団の派遣を見合わせた。カンボディア

アとうもろこし開発協力事業は、同国の強い要請により協力期間を3年間延長することになり専門家を派遣し協力を継続することにした。新規事業としては、インドネシア・ランポン農業開発協力事業を実施するための実施調査団を派遣し、イ側と協議して合意議事録に署名するとともに、本協力をスムーズに実施するため長期調査員を派遣した。

第2節 47年度事業の実績

本年度の事業予算は2億6,609.4万円で、これは前年度の2億396万円に比し約30パーセントの増加で、事業の主な動きは次のとおりである。

- ① インドネシアとうもろこし開発協力事業は、農協育成に重点をおくようになり、そのため農協の指導および明年度実施する予定のエバリュエーションのための予備調査を兼ねた巡回指導を実施した。
- ② タイ一次産品開発協力事業に係る大豆開発については、大豆の主産地である北部のチェンマイ県を中心に優良品種の育成に重点をおくことになった。従って、派遣専門家もチェンマイに常駐し、協力している。オイルシードラボラトリー協力については、供与機材の据付も完了したので専門家を派遣した。また、とうもろこし開発協力は、タイ側の機構改革問題が判然としないので、新構想に基づく協力要請をまって、わが国の態度を決めることとした。
- ③ インドネシア・ランポン農業開発協力事業は、普及センター、低地農業開発および高地農業開発の3サブプロジェクトに協力することになり、11月に協力協定が締結された。従って専門家を派遣し、機材供与を行なった。
- ④ 新規事業としては、エチオピアに対し油糧作物（主として菜種）、飼料作物（主としてアルファルファ）の開発を目的として予備調査を実施し、また、タイに対し、えび養殖開発を実施するための調査団を派遣し、協力の目的内容についてタイ側と協議して合意議事録に署名した。

昭和47年度における各事業の実績は、次のとおりである。

1. インドネシア東部ジャワ州とうもろこし開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

インドネシアは年間約300万トンのとうもろこしの生産量があり、東南アジア最大のとうもろこし生産国であるが、その生産物はまず農家の自家消費にあてられ、余剰分が国内市場向けに販売されているにすぎない。従って、とうもろこしの輸出については国民食糧確保の見地か

ら、許可制により、むしろ抑圧的政策をとっていたこともあったが、輸出振興上、東部ジャワ州におけるとうもろこし増産計画を立て、これに対し、日本の協力を要望してきた。

しかしながら、インドネシアのとうもろこしは品質において、異色粒・未成熟粒の混入、不揃い、熱害、虫害等が多く、また上記の国内消費が主力であるので、生産性が低く、現状では大量に輸出することが出来ない状態である。ここに増産、輸出振興政策の一環として、上記問題を解決するために昭和43年度より3年間の協定で、とうもろこしの増産、品質改善、流通機構の整備について技術協力を実施してきた。その後、本事業はインドネシア側の強い要望もあって、46年4月2日に49年7月31日までの向う3年間の協力期間延長の協定に調印し、協力事業は継続されることとなった。

事業の内容はとくに雨季作とうもろこしを対象として、各カブパテン (Kabupaten) 事務所を通じ、農協あるいはデサ (Desa) 長を参加農民の代表として、生産栽培契約を結び、プロジェクト側は植付時に農民に対し、ヘクタール当り、尿素 200 kg、優良種子 25 kg を提供し、農民側はそれに対し、収穫時に乾燥とうもろこし子実 450 kg 基準で、子実またはイアコーン (穂芯付とうもろこし) のかたちで返納させるものである。その返納分の集荷には農協があたり、集荷分を日本の組合貿易との契約によって、スラバヤ港またはバニワング港から、日本に輸出されることになった。

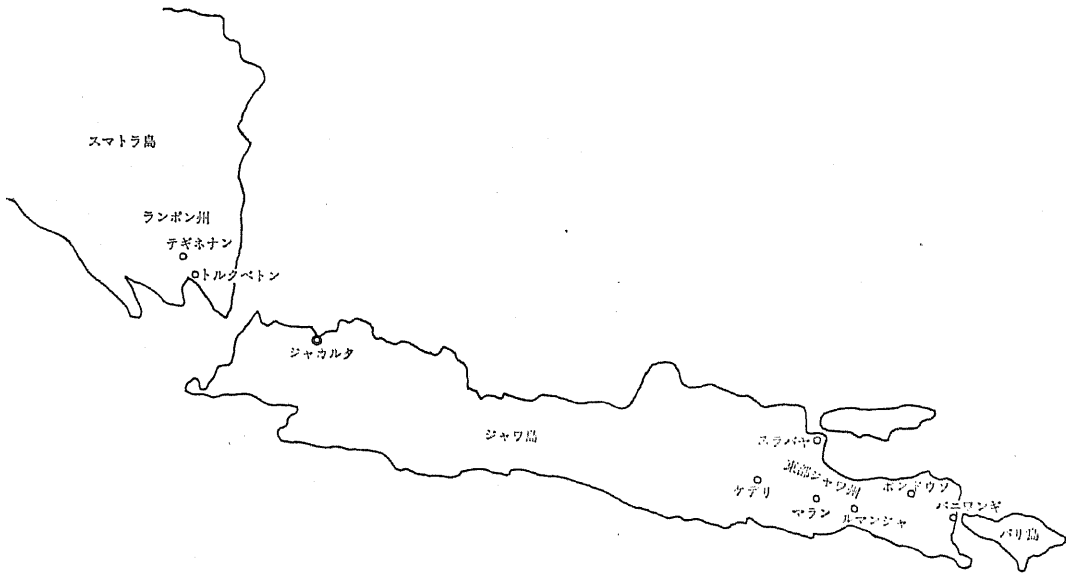
また、事業の運営に際し、必要に応じ、農薬を無償で配布したり、災害に遇った場合、被害の程度によって、返納の免責制度も採用している。

日本側は協定に基づき、コロボ計画により、栽培、品質管理、流通等の専門家を派遣し、トラクター等の農機具、肥料 (尿素) 等を供与して、これに協力している。事業は組織上、本部を東部ジャワ州農業普及局におき、局長を責任者と定め、地方では各カブパテンが中心となる。日本人専門家はそれぞれ本部や各地域のカウンタパートと協力して事業の運営にあたる。

(2) 47年度協力事業の内容

プロジェクトの対象地域としては東部ジャワ州のとうもろこし主産地であるケデリ、マラン、バニワング、ボンドウソウ、ルマジャン (図 1) を選定した。47年度のそれぞれの契約面積は表 1 のとおりである。47年度の事業展開にあたって、イ側は中央政府の展開するビマス・パラビジャ (畑作物振興策) の中に本事業も包含し、事業運営も肥料、種子の他営農資金をも供与し返済も現金にてする方式に変更することを望んだ。しかし、両者の協議の結果、47年度は従来方式で行なうことになった。しかし、47～48年にかけて全世界を襲った大旱ばつは東部ジャワも例外ではなく、従来、徐々にではあるが伸びてきた参加農民数、収穫面積、返還量も減じた (表 2)。他方、イ国政府が食糧危機にかんがみ、一切の穀類の輸出を禁止したので、返還分の対日輸出も中止し、国内販売に切替えることを余儀なくされた。事業推進の中心として46-

図1 インドネシア(ランボン州東部ジャワ州開発協力事業略図)



年度より正式に発足したマラン・メーズセンターはビマスパラビジャの発足により、対象を大豆、落花生、ソルガムまで拡大し、その種子生産に重点をおくこととなったので、試験に類するものは中止した。47～48年にかけて、プロジェクトにおいては農協育成に重点をおくようになり、モデル農協を指定して、重点指導に入ったが、その後、それらはイ国政府が展開したBUUD(拡大単協)の中核をなすことになった。47年度巡回指導は48年3月に派遣されたが、農協の指導および本プロジェクトのエバリュエーションに予備調査の重点をおいた。

派遣専門家
 田村 美治
 (団長・企画)
 福里 藤三郎
 (生産技術)
 広瀬 昌平
 (生産技術)
 坂本 治彦
 (生産技術)
 森田 正清
 (生産技術)

巡回指導班
 浦野 敬次
 (団長・栽培)
 奈須 洋
 (企画)
 船津 準二
 (農業協同組合)
 中井 信也
 (調整)

芳 住 喜 介

(調 整)

河 内 英 一

(流 通)

表 1 47年度東部ジャワ各プロジェクト地区とうもろこし栽培面積 (ha)

マ ラ ン	ケ デ リ	バニワング	ルマジャン	ポンドウソウ	計
625.00	2,387.00	616.50	325.00	125.00	4,078.50
ハラパン	クレテック	メ ト ロ	P. S. 42	ボゴール・コン ポジット	種 類

表 2 47年度各プロジェクト地区とうもろこし返還量 (T)

地 区	返還予定量	返 還 量	返還率 (%)
マ ラ ン	268.6	196.7	73.0
ケ デ リ	1,007.0	604.9	60.0
バニワング	291.8	216.5	77.0
ルマジャン	86.9	70.8	81.0
ポンドウソウ	55.5	42.7	77.0
計	1,709.8	1,131.6	平均 73.0

2. インドネシア・ランポン農業開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

昭和45年、わが国はインドネシアにおけるとうもろこし開発のための基礎調査団を派遣し、とうもろこしの開発地域としてはランポン州が最も有望であるとの結論を得、同地域における事業のとりあげ方の大要をインドネシア政府に勧告した。

他方、インドネシア政府は、ジャワ島の余剰農民および食糧不足の解決策として、ランポン州の農業開発によりジャワ島農民の移住政策をはかるとともに農産物の増産をはかり、将来ジャワ島を食糧基地にする構想を持っており、この構想の一環として同州の総合的な農業開発のための協力をわが国に要請してきた。

わが国はこの要請に応え、46年8月に30日間にわたり農業開発予備調査団を派遣、引続き46年3月に40日間にわたって実施調査団を派遣し、併せて長期調査員2名を47年2月から約1年間にわたり派遣して、ランポン州の農業開発についての基本構想を明らかにするとともに、インドネシア政府と協議して具体的協力計画を合意議事録にとりまとめた。

この合意議事録をもとに協定交渉を行ない、47年11月、協定書に調印し、5カ年間協力することとした。

この協定に基づいて、48年3月に専門家4名を派遣し、所要の資機材を供与した。

(2) 技術協力事業の内容

この事業は、農民の所得の増加および生活水準の向上を目的とするもので、事業の骨子は次のとおりである。

(i) 農業普及センター

本センターはテギネナンにあるメイズ・センターを改組し、建物、圃場、ダム等の整備・拡充を通じてランボン州における農業開発を円滑かつ効果的に推進するための拠点とし、次の活動を行なう。

- (a) 農業経営に関する資料収集、分析および情報提供
- (b) 農業開発構想の企画および実施に必要な技術上の助言・指導
- (c) 米およびその他の作物に関する近代農業技術の圃場試験・演示
- (d) 農業の機械化を含む改良農業技術に関する普及員・中核農民に対する訓練
- (e) 優良種苗の増殖・配布
- (f) 農業の促進に必要なその他の活動

(ii) 低地農業開発

この計画は、中部ランボン州における10の郡の低地農業地域において実施されるもので、約100haの演示農場1カ所、約5haの演示農場を約40カ所設置し、次の活動を総合的に行なう。

- (a) 改良稲作および多毛作技術の導入・演示
- (b) 中部ランボン州の農民に対する改良農業技術の普及
- (c) 農民に対する改良栽培技術に関する技術訓練
- (d) 農民グループの組織化および強化
- (e) 農業資材の健全な分配組織および農業信用組織の促進
- (f) センターにおける分析の結果を利用した農民に対する農業経営に関する指導

(iii) 高地農業開発

この計画は、中部および南部ランボン州の高地農業地域において実施され、とうもろこし、豆類、カッサバおよび多年生作物を対象とし、5郡の約5,000haの地域において約100

haごとに0.3haの試験区を設置し、次の活動を行なう。

- (a) 改良高地農業技術の導入・演示
- (b) 中部および南部ランポン州の農民に対する改良技術の普及・訓練
- (c) 農民グループの組織化
- (d) 農産物の健全な分配組織および農民信用組織の促進
- (e) 農業経営に関する指導

長期調査員氏名		期 間
野島 数馬	栽 培	47. 2. 5～48. 2. 4
大島 幸夫	農業経済	47. 2. 5～48. 3. 31

派遣専門家氏名		期 間
(開発技術協力室)		
森 弘	普 及	48. 3. 19～50. 3. 23
岡 啓	畑作栽培	48. 3. 19～49. 3. 23
後藤亮之助	業務調整	48. 3. 19～50. 3. 23
(農業協力部)		
小坂 二郎	土壌・肥料	48. 3. 31～50. 3. 24

3. タイ国一次産品開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

昭和42年度および43年度の2次にわたり調査国を派遣し、本協力の対象品目をケナフ、油糧種子、カッサバ、とうもろこし、マイロ、タバコの6品目とすることに決定するとともに、各品目ごとの問題点と技術協力の実施構想をまとめてタイ側に提示、その同意を得た。

すなわち、本協力は油糧種子(大豆、ひまし、ごま、落花生等)、飼料作物(とうもろこし、マイロ、カッサバ)およびケナフの生産性の増大、生産コストの低減、品質の向上を図ることを目的としている。

このうち、ケナフについては、昭和43年度において、規格検定検査については、昭和44年度において実施済みであり、大豆開発については、昭和45年度4月から5月にかけて3名の専門家を派遣するとともに、必要資機材の供与を行ない、油糧種子実験室およびとうもろこし開発協力調査を実施した。

昭和46年度においては、前年度に引き続き資機材の供与を行なうとともに、3名の専門家が協力を実施している。

また、巡回指導班を派遣して指導・助言を行なった。

(2) 技術協力事業の内容

a. 大豆開発協力事業

米を除いて、タイ国における有望な農産物としては、まずとうもろこしと油糧種子があげられる。タイ国は近年、油糧種子、とりわけ大豆については国内油脂工業の原料、国内蛋白源あるいは輸出農産物として、その振興に努力している。そのため、最近ではその生産高は10～15万トンに達し、2～3年前の3倍近い増産を見ている。その一部はすでに香港にも輸出され、輸出品としても次第にその地位を高めつつある。しかし、生産性の点でも品質の点でも米国大豆や中国大豆に劣り、改善の余地がある。

タイ国の大豆の90%はスコタイ地方で生産される雨季大豆である。この雨季大豆とは雨季に水稲が栽培できないスコタイ地方の台地に栽培するものをいう。そして、残りの10%がチェンマイを中心とした灌漑農地に栽培する乾季大豆である。また、研究の中心はチェンマイ近郊メジョ農試である。

わが国からは増産、品質改善および流通コスト低下のため育種専門家2名、流通専門家1名を派遣し、必要資材を供与している。とくに専門家は47年度より、チェンマイのメジョ農試に常駐し、人工交配ならびに雑種後代の育成、生産力検定試験、導入品種の選抜試験等のカウンターパートを指導しながら実施中である。中部のスリサムロンでは雨季大豆の試験が実施されているが47年は早ばつにより、殆ど成果を見なかった。その他、東北地方のカラシン、ロイエの種子増殖場においては根留菌着生試験を実施した。さらに流通専門家は農民の生産コスト調査、大豆の栽培実態調査、流通事情調査を実施した。47年に入って、従来、続けられていた育種試験がようやく本格化してきたので、わが国の協力の当面の目標を現在タイ国で次第に普及しつつあるS J 1, S J 2に代るべき、さらに優れた形質を有する品種の創出に努力することにおいた。

47年度巡回指導班は48年3月、約2週間の日程でタイ国を訪問し、バンコックにおいて、タイ国農協技術首脳陣と会談したほか、メジョ農試、スリサムロン農試、カラシン種子増殖場、コンケン種子増殖場を訪問し、試験の実情を視察し、必要な指導を実施した。とくにタイ国当局者との会談では当面の協力プロジェクトの目標を育種におき、なおかつ、現在のところ、それが順調に進行しつつあることを確認し合った。また、50年6月までの事業の指導計画についても合意した。

派遣専門家

瀬戸 晴比古(流通)
国分 喜治郎(育種)
谷村 吉光(育種)

巡回指導班

村上 寛一(団長・企画)
山本 正(栽培)
松本 重男(育種)
八島 継男(調整)

b. 油糧種子実験室

輸出競争力のある高品質な油糧種子の開発のため、およびタイ国油糧種子産業の振興のため、タイ国における油糧種子の分析、搾油抽出のミニプラントの設置が必要となり、昭和44年度、45年度の両年にわたって、分析実験機器、ミニプラントの供与を行なってきた。しかし、タイ側の施設建設が遅れ、さらにオイル・プラントに使用する予定の給水施設の不備から、良質の水が得られないため、オイル・プラントは運転の運びに至っていない。これについては48年度に軟水化装置を中心とした水処理装置の供与を予定しており、49年度中には運転開始となると思われる。

他方、油脂分析の分野では47年10月より、専門家が派遣され、①油脂に関する講義および実験装置の点検、②油糧種子分析の実地指導、③機器分析の指導等が6カ月にわたって行なわれた。この一連の試験によって、今後、5カ年にわたる本ラボラトリーで行なうべき、試験計画が策定され、また、タイ大豆におけるユニークな脂肪酸組成が発見され、さらに今後はチェンマイを中心において実施されているわが国によるタイ国の大豆開発に対する技術協力との連携を保った活動の基礎を確立した。その他、タイ国においては高気温のため、溶剤として、エチルエーテルは蒸発が高く不向であることや雨季の高湿度の中で、高精能を有する実験機器の保守等技術面でも多くの成果をあげた。

専門家：加藤秋男（油脂分析）昭和47年10月～48年3月

c. とうもろこし開発協力

タイ国国家開発省信用販売局は、農業協同組合の事業として、とうもろこしの増産および協同組合を通じての販売により、とうもろこし地帯における協同組合の育成を図ることを計画し、わが国の協力を要請してきたので、タイ側の計画が実施可能か否か、また、実施する場合の方法、問題点について現地調査ならびにタイ側関係者と折衝し、また信用販売局と農業省農務局間の協力について協議することを目的に調査団を昭和45年度に派遣した。その結果に基づき、46年度に実施調査団を派遣し協力の内容等について詳細な討議を行ない合意事議録に署名し、協力を実施する計画であったが、10月から開始されるタイ側の予算に本計画に係る予算措置が講じられていないため、調査団の派遣を一時中断し、47年度予算化をまっけて行なうことにしたが、47年度に至ってタイ側の組織改訂が始まり、さらにその安定を待つこととなった。

4. タイ国えび養殖開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

タイ国政府は、第3次経済社会発展5カ年計画（1972～1976）において「えび養殖事業を産

第2部第8章 開発技術協力事業

業的規模で開発し、えびの対外輸出を増大させる」ことを重要施策の1つとし、えびを輸出向け農水産物増産計画の中で最優先することに決定、まず、えび養殖の先進国としてわが国に技術協力を要望してきた。

これに基づき、昭和47年7月18日から同年8月7日まで、開発のための調査団を派遣した。同調査団はバンコックはじめチャンタブリ、ラヨン、スミサコン、ソクラ、プケット等各県の政府研究機関、民間養殖場等を視察、調査した。その結果、タイ国におけるえび養殖業開発の可能性は極めて高いとの結論に達した。

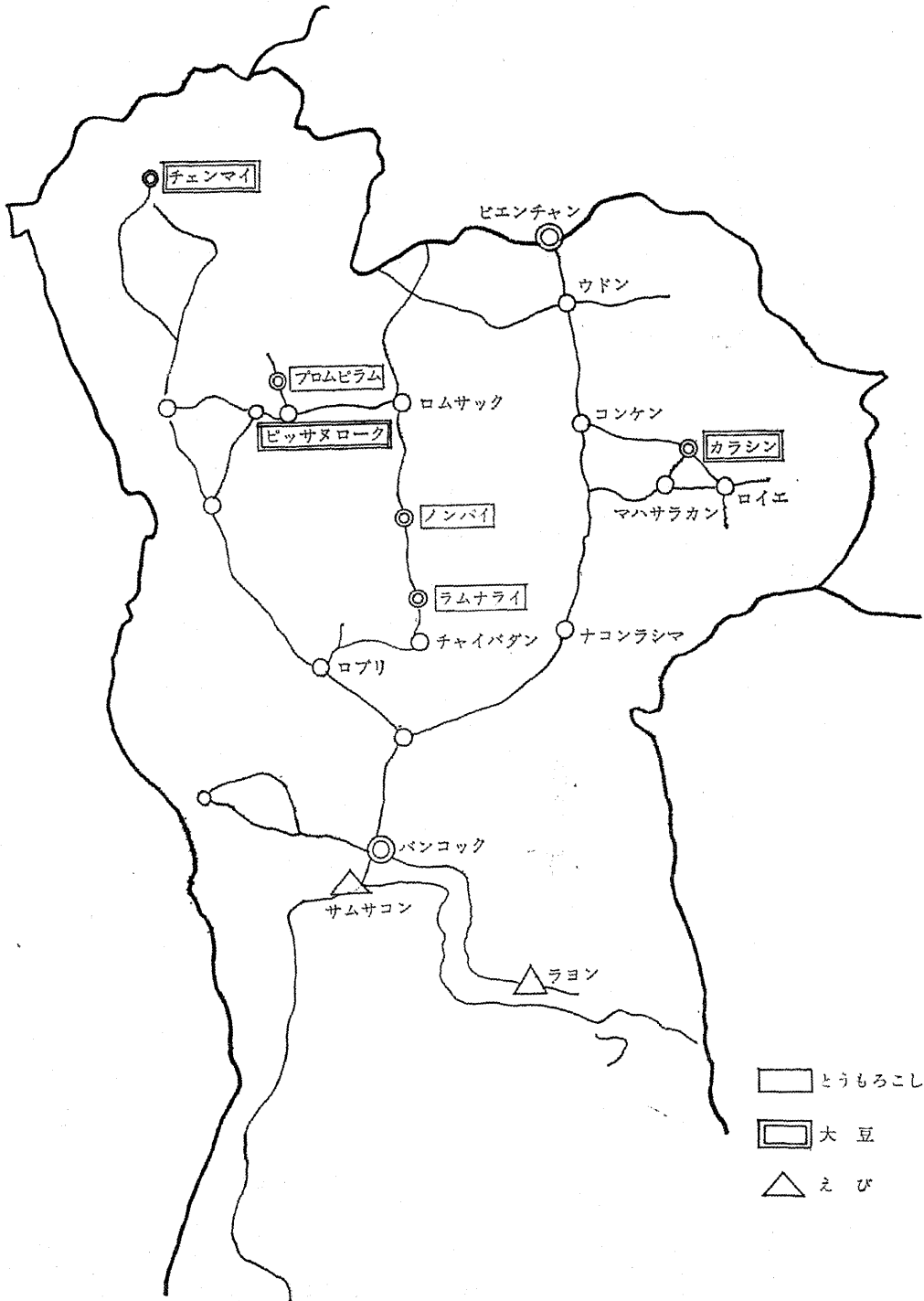
これに基づき、昭和48年3月上記調査団の結果について、総合的見地から調査、協議し、技術協力の具体的内容を策定するための実施調査団を派遣した。その結果、タイ側との間で、次のような合意議事録に署名し、協力することとした。

- (i) スミサコンパイロットファームの建設に協力し、そこで在来養殖法の改良による企業化試験を実施する。
- (ii) 種苗生産については、ラヨン海洋漁業試験場にある種苗生産施設を利用し、(i)のパイロットファームで必要とする種苗の一部とする。
- (iii) 協力期間は3年間とする。

調査団員名簿

団長	吉原平二郎	海外技術協力事業団常務理事
団員	中山 八島	〃 特別囑託
〃	九万田一己	鹿児島水産試験場調査部長
〃	岡本 高堅	農林省国際協力課
〃	神田 道男	海外技術協力事業団派遣第一課

タイ国一次産品開発協力関係略図



5. カンボディアとうもろこし開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

カンボディア政府は、わが国に対し日本・カンボディア合弁による熱帯作物栽培公社（SOCTROPIC）の設立を期し、技術協力を要請してきた。わが国は両国の貿易収支是正の観点から、とうもろこしの開発について、生産から流通面に至る協力を実施することとした。わが国は、昭和42年度に実施調査団を派遣し、その調査結果に基づき、昭和44年3月末に流通、土壌・肥料、農業機械の3名の専門家を派遣し、併せて肥料、農薬、農業機械等を供与し、協力事業を開始した。

(2) 技術協力事業の内容

本事業は試験場において選抜した優良品種とそれに適合した新耕種基準を一般農家に普及し、増産を図るものであった。その普及方法は次のようなパイロット集落方式により、また普及品種として当初は在来種を採用した。

○パイロット集落方式

- (イ) 場 所 コキトム（プノンペンより53km地点）およびサムロントン（プノンペンより43km地点の両村。
- (ロ) 規 模 全面積を100haとし、20haを単位とする5集団を形成する。
- (ハ) 方 式 契約栽培方式をとり、契約農家に対して、トラクターによる賃耕および肥料の低価格配付を行ない、増収分のとうもろこしで返済させる。また、生産されたとうもろこしは全量 SOCTROPIC へ売却する。
- (ニ) 管理・運営 20haごとに部落の有力者を責任者に任命し、監督・指導は、この責任者とカウンターパートが行なう。また、肥料の配布、とうもろこしの集荷は、この責任者を通して行なう。

昭和44年度は本来の集落方式による普及活動ができず、コキトム、サムロントン両地区農家と契約によるトラクターの賃耕が主要業務であった。一方、契約栽培とは別にコキトムの農家圃場を利用して展示圃場を設置し、とうもろこしおよびソルガムについて栽植密度試験、肥料試験、品種比較試験等の栽培試験および展示を行なった。そして、本格的な契約栽培による普及活動は45年度以降に展開することとした。しかしながら、昭和44年度末の同国の政変による政情不安のため、急拠、両地区から、バクーン、コキ、ダイエットおよびサムロントンの一部等の安全な区域に移し、規模も44haに縮小して、契約栽培と普及活動を行なった。また、これと並行して、これら地域に1カ所、0.1ha規模の展示圃を数カ所設置し、在来のとうもろこ

しの慣行栽培区、ハイブリッド K305 の新耕種区等の展示を行なった。その後、政情が悪化したので、事業を一時中止し、専門家は45年8月末日に日本に引きあげるに至った。

昭和46年11月に本事業の協力期間を3年延長することになり、両国政府の間で、交換公文が取り交された。その結果、栽培専門家を1名派遣し、ダイエットの試験場において、カウンターパートと協力して栽培試験を実施している。

昭和47年度は不安定な政情の中においてもどうか試験を続行し、ハイブリッド試験は生産力試験を2回完了し、また、前専門家の推奨品種の追試およびコンポジットの適正品種の選定をした。

さらに今後は現在定着しつつあるTMS優生不稔が病害に弱いのでバケ No. 4 を母とした抗病性のものを作る予定である。その他、本年度には既供与機材の総点検を行ない、機材リストを完成した。

48年2月8日の戦闘でダイエットの試験場が若干被弾し、その後、治安が極度に悪化し日本人専門家は安全上、殆ど試験場への往来は取りやめ、プノンペンのソクトロピック事務所で種子の保存、選抜に従事した。

6. エチオピア国一次産品開発協力基礎調査

(1) 調査の経緯および目的

昭和44年、日・エ両国間の貿易上のアンバランスを是正するために、開発輸入の対象産品の選抜と技術協力の方法を調査することを目的として一般的農業調査団を派遣した。今回の基礎調査はほぼこれを受け継いだもので、さらに協力の対象産品を油糧種子である「菜種」および飼料作物である「アルファルファ」に絞り、それをわが国へ輸入するうえで、如何なる技術協力が可能かを調査するものであった。ここで上記2品目に絞った理由は、前者については、かつて菜種の産地であり、現在は減産を続けているが、自然条件からみて、エ国には菜種栽培の適地があること。第2は、油糧種子として、現在わが国は毎年70万トンの菜種をカナダから輸入し、需要の潜在性があり、したがって、適正価格の産品が得られれば、わが国への輸入の可能性が高いことなどであった。また、後者については、遇々、わが国の民間企業であるアフリカ開発公社とエ国のアワシュ・バレー開発公社との間で合弁企業を設立し、現在殆どを米国から輸入しているアルファルファを危険分散の意味合いから、当地で栽培し、対日輸入を図るべく交渉が進展しつつあったことがその背景にあった。

その意味ではこの両品目を協力の対象品目としてとりあげることは一応の妥当性を有していた。そこで、第3次経済開発5カ年計画の中で、輸出農産品の育成を強く打ち出しているエ国政府にとって、今回の調査は大きな期待をかけるものであった。

(2) 調査内容

上記のことから、調査の内容は1つはエ国の関係機関等を訪問して、エ国の全体的な開発計画およびその中に占める農業開発の位置づけ、農業開発のための組織等開発のための背景を、さらに協力の方途を深るため各先進諸国がエ国で実施している協力の実態等を調査した。他の1つはアワッシュ地方およびアワサ地方を現地踏査して、栽培、流通等の技術的側面から調査した。なお、調査期間は3週間であった。

(3) 調査結果

調査結果を簡単にまとめれば以下のとおりとなる。

a. 菜種について、

- ① エ国のハイランド、リフトバレーは自然条件からみて、生産地として適地である。また品質も必ずしも悪くない。したがって、適当な指導をすれば増産の余地はある。しかし港までの距離があって、内陸輸送経費がかかり、輸出経費の低減を妨げる。同時に栽培方式が小農形態であるうえ、大規模生産の適地がハイランドになく、生産費の低減も困難である。したがって、輸出競争力のある輸出産品として育成する余地が少ない。
- ② 小農の菜種生産者への技術普及には農民の組織化が重要であり、その意味から、農協育成に関する技術協力が協力方式として考えられる。

b. アルファルファについて

合弁企業がその栽培地として予定している土地は2万haに及ぶ広大なもので、また、港への道路に沿うところであり、地理的には適地である。したがって、合弁企業が活動を開始した場合、試験研究面での政府ベースの技術協力の余地は考えられる。しかし、当地区の土壌がアルファルファに適するかはさらに技術上の調査の必要性があるように思われた。

第3節 事業の問題点

本事業は、前述したとおり開発途上国の強い要望である貿易収支の改善をはかるため、これら諸国からの一次産品の輸出を促進することが重要な課題となり、それを解決するための1つの形態として発足したものであり、また、開発途上国の常として輸出余力の不足による安定供給性および品質、価格における国際競争力の欠如等を考慮にいれて、生産から輸出までを通して協力することに特色がある。

しかしながら、わが国は今や経済大国になった現在においては、今までのように開発途上国とわが国の貿易収支の改善を目的として、わが国で輸入し得る一次産品の需給動向を勘案し、輸入の増大が期待される産品についてのみ協力の実施対象としてきた考え方を改めるべきであら

う。すなわち、開発途上国の輸出の拡大をはかるためには、それらの国の輸出産業の育成を
かり、輸出構造の多様化をはかることが重要な課題であり、そのためには、多額の資金を必要
とするとともに、より多くの海外市場が確保されなければならないため、わが国への輸出によ
る貿易収支の改善のみにとらわれることなく、わが国以外の国への輸出をも考慮にいたした多様
化した協力体勢をとる必要がある。また、持たざる国の資源確保という要請、資源ナショナ
リズムの台頭等を考慮し、今までのような点と線との協力ではなくて、地域住民の生活向上、
福祉向上を主眼とした地域総合開発方式へと協力体勢を変えていく必要がある。

第9章 日本青年海外協力隊事業

第1節 事業の概況

協力隊事業は昭和40年に発足し、政府間協定に基づきアジア・アフリカ、中近東・中南米の開発途上国の経済的・社会的発展に協力すべく、相手国の要請により、自発的に参加する技術・技能を有する青年を全国的規模で募集し、選考し、訓練し、派遣するものである。

協力隊員は現地民衆と生活と労働を共にしつつ実践を通じて相手国の技術水準及び人的能力の向上を促進することを任務とするが、その現地活動における特色は、青年の情熱を基盤とする実践力にあり、進んで僻地に赴き技術・技能を駆使しつつ、異文化の壁を克服しながら地道に現地民衆の心を動かしていくことにある。

昭和47年度までの派遣実績は別表Ⅰのおとり、アジア6カ国、アフリカ・中近東7カ国、中南米1国、オセアニア2国計16カ国へ1,395名（内女性149名）の隊員を派遣し、既に882名が任期（2年）を終えて帰国し、国内の各分野で、あるいは再び海外へ雄飛し、貴重な体験を生かして活躍中である。

派遣実績を業種別にみれば、農林水産45%、教育訓練17%、土木建設13%、交通通信11%、鉱工業6%、保健衛生4%、その他4%という状況であり、また国別にみれば、47年度末における協力隊員の展開状況は別図Ⅰ—(1)、(2)のおとりである。

なお、事業予算面では、派遣規模の増加及び協力活動の内容充実に伴い、次のように推移した。

	(百万円)		(百万円)
昭和40年度	73	昭和45年度	1,166
◇ 41 ◇	175	◇ 46 ◇	1,538
◇ 42 ◇	388	◇ 47 ◇	1,688
◇ 43 ◇	677	◇ 48 ◇	1,955
◇ 44 ◇	889		

表 1 協力隊派遣実績表（昭和48年3月31日現在）

国名	47.4.1 現在数	47年度 派遣数	47年度 帰国数	48.3.31 現在数	派遣累計	帰国累計	派遣開始 年月
カンボディア	(昭和45年内戦のため隊員引揚げ後派遣なし)				16 (1)	16 (1)	昭和 40年12月
インド	40 (5)	10 (6)	22 (4)	28 (7)	124 (29)	96 (22)	41年9月
ラオス	52 (4)	22 (1)	23 (2)	51 (3)	214 (18)	163 (15)	40年12月
マレーシア	88 (9)	39 (5)	45 (4)	82 (10)	228 (26)	146 (16)	〃
ネパール	21 (2)	9 —	9 —	21 (2)	30 (2)	9 (0)	47年1月
フィリピン	104 —	25 (4)	40 —	89 (4)	248 (5)	159 (1)	40年12月
ケニア	45 (4)	28 (2)	24 (3)	49 (3)	120 (7)	71 (4)	41年3月
マラウイ	22 —	15 (6)	1 —	36 (6)	37 (6)	1 (0)	46年8月
モロッコ	20 —	5 —	9 —	16 —	71 —	55 —	42年9月
タンザニア	66 (5)	20 (4)	23 (2)	63 (7)	189 (44)	126 (37)	42年3月
ザンビア	9 —	12 —	6 —	15 —	27 —	12 —	45年3月
エチオピア	— —	38 (2)	— —	38 (2)	38 (2)	0 (0)	47年8月
エル・サルバドル	21 (6)	8 —	11 (4)	18 (2)	44 (9)	26 (7)	43年9月
シリア	2 —	— —	— —	2 —	4 —	2 —	45年1月
西サモア	— —	4 —	— —	4 —	4 —	0 —	47年12月
トンガ	— —	1 —	— —	1 —	1 —	0 —	48年3月
合計	490 (35)	236 (30)	213 (19)	513 (46)	1,395 (149)	882 (103)	

()内は女性隊員数

図I—(1) 各国別派遣現況分野表

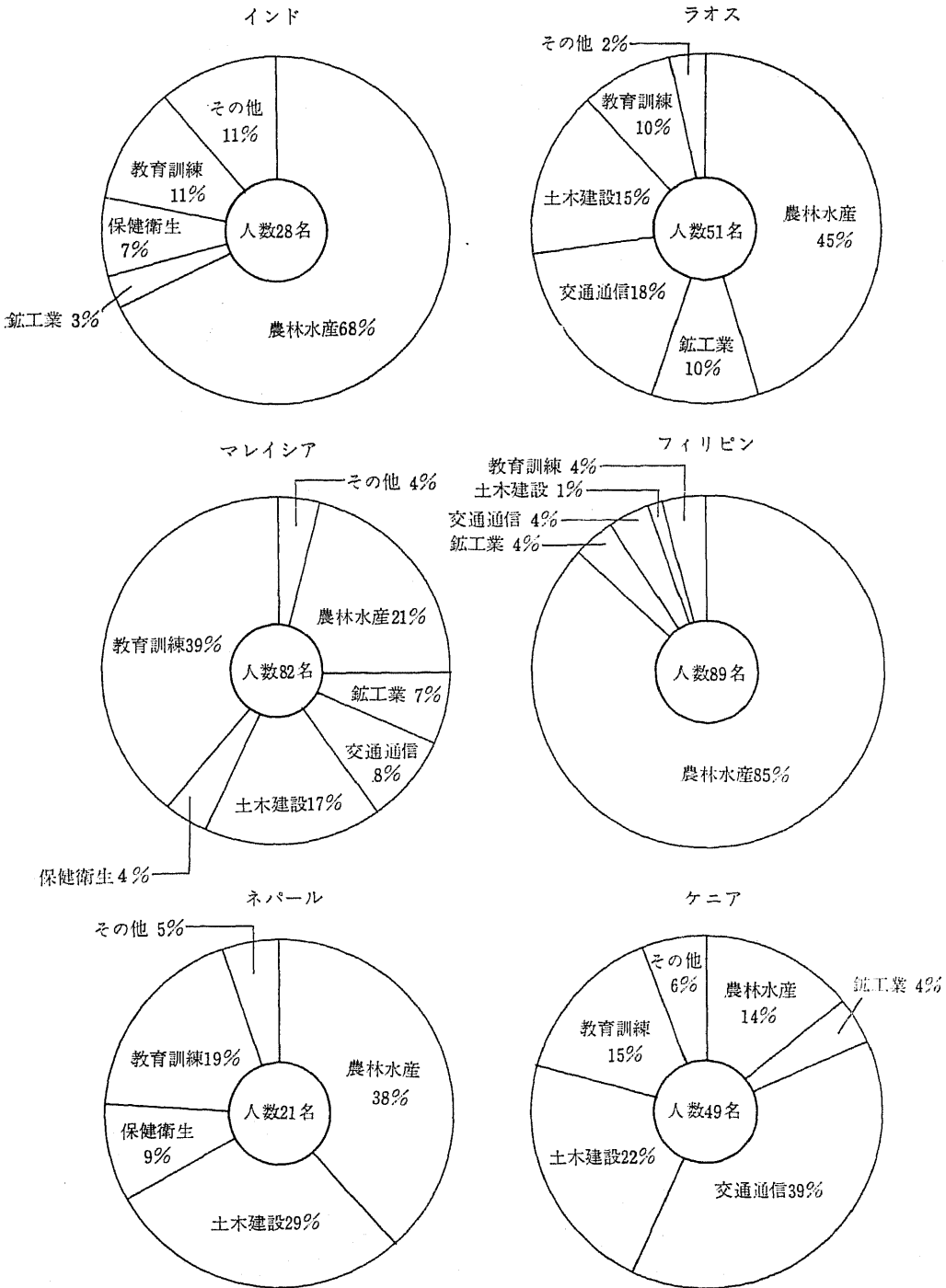
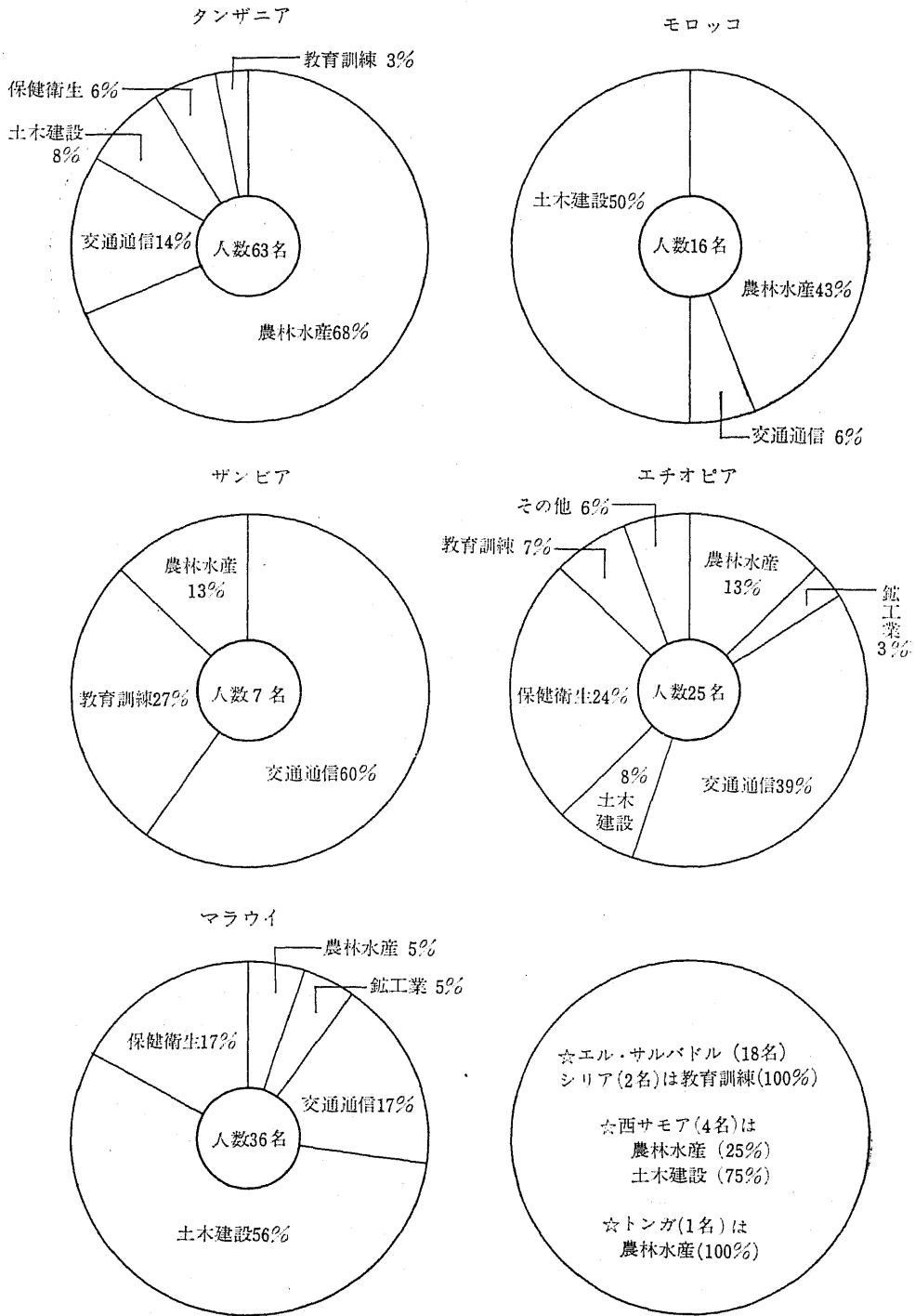


図 I —(2)



第2節 47年度事業の実績

1. 隊員派遣

本年度は当初在外員数 490 名に加えて、インド40、ラオス22、マレーシア39、ネパール9、フィリピン25、ケニア28、マラウイ15、モロッコ5、タンザニア20、ザンビア12、エチオピア38、エル・サルバドル8、西サモア4、トンガ1の合計236名の新規派遣を行ない、213名の帰国隊員を迎えた。エチオピア及びオセアニアの西サモア、トンガは新しく隊員受入れ国として登場した。以下派遣国別に本年度の動向を記述する。

2. 国別隊員活動の概要

(1) インド

印パ戦争後、自立気運が盛り上がり、ボランティア受入れについてもインド政府に政策の変化があり、昭和47年3月末で一切のボランティアの公式要請を停止したが、同年9月に至り1カ国当たり50名以内にするという決定がなされた結果、当時46名が活躍していた協力隊もOISC Aと合わせ50名という制約を受け、新規派遣することなく、年度末には28名に減少した。継続中のプロジェクトも交替隊員の派遣が出来ずバップ・プロジェクト（ガンジー主義開発事業財団の自立計画）、コポリ農業開発への協力活動及び西ベンガル州での協力隊活動も終止せざるを得なかった。今後も50名という枠の中で、より厳選された要請に対して隊員を派遣するという量より質への一転機となろう。

(2) ラオス

本年度新規派遣は22名で、稲作2、野菜4、農業機械3、養鶏1、飼料作物1、水道機械1、電話工事4、建築1、測量2、鉱物分析1、家政1、空手1であるが、うち農業機械2及び空手を除いて継続プロジェクトへの交替派遣である。

ドントック及びラクシー両畜産試験場にはそれぞれ1,000羽分の鶏舎を建設し、デモンストレーション、近隣農家への養鶏指導・普及にあたるとともに畜産品の供給安定のため協力をしている。また避難民救済プロジェクトでは、養蚕隊員が難民部落に蚕室を建設し、野菜隊員は灌漑施設をつくり乾期作物の栽培指導を行ない、避難民の生活向上に協力している。

ヴェトナムと平和に続きラオスでも和平協定が調印され治安の回復が期待され、ヴェトナムでの戦争及び内戦の影響で隊員はビエンチャン、ルワンプラバン、サバナケットの都市部に集中していたが、今後は戦後復興、避難民救済のため地方に分散し、村民への協力活動に向う

ことになろう。

また農業国であるが農産物の自給体制がとれていないことから農業・畜産・土木関係分野で地域開発へ協力することが隊員派遣の中心となろう。

(3) マレーシア

本年度新規派遣は39名で、(イ)職業技術訓練プロジェクト（文部省中等職業訓練学校，同技術高校，MARA職業訓練所等）——工作機械2，工業デザイン1，ラジオTV1，溶接1，農業機械1，車両整備1，電気1，(ロ)建設公共事業プロジェクト（サバ州公共事業局，土地測量局）——測量6，土木5，都市計画1，(ハ)農業土木プロジェクト（サバ州及びサラワク州排水かんがい局）——土木1，農業土木1，建設機械保守1，水利研究1，(ニ)電気通信プロジェクト（電気通信局）——電話交換機保守2，地下ケーブル1，(ホ)農業プロジェクト（サバ州農業局）——農業機械2，豚飼育1，(ヘ)日本語指導（マラヤ大学，ペナン大学）4，(ト)スポーツ指導（文化青年スポーツ省国家警察本部）——バレーボール1，柔道2，(チ)その他レントゲン技師1，漁船設計1である。

職業訓練所及び技術中・高校への協力は一層重要度を増してきており，47年度に派遣された電気，車輛整備の両隊員は近い将来具体化する見込みの電気制御，ジーゼルエンジン等の新しいカリキュラム設定のための指導員である。MARA（マレイ人信託授産公団）の職業訓練プロジェクトも協力隊4年間の協力活動が，近く専門家派遣を含む小型プロジェクトとして発展する方向にある。

一方，47年度から，従来農業プロジェクトに限られていたサバ州に公共事業，建設関係隊員の派遣が始まった。これは道路新設改良，河川収修等サバ州開発の建設土木事業プロジェクトに協力するとともに，労働事情が逼迫している同州の特に若年技術者の不足を補うものとして評価を受けている。

マラヤ・ペナン両大学の日本語コースでの協力も定着し，MARA工大も含め常時6名の日本語指導隊員は今後ともなくてはならない存在となっている。

42年以来隊員を派遣して協力している国家警察本部管下の柔道訓練は，有段者が年々増加し，助教・助手として活躍するまでになっているので今後は隊員派遣は数名とするとともに，現地の黒帯警察官を年2，3名ずつ日本で研修するような方式に切替えるのが良策である。

サバ州における農業協力も今後はサラワク州に対して予定されているような農民組織，農民組合と密着した普及指導，新しい農産物市場の動きに対応した市場調査，農業経済の分野での協力が指向される。

また職業訓練部門は，マレーシアに対する円借款の利用，機材供与事業とも関連づけて，より効果のある協力活動とすることが考えられる。

(4) ネパール

本年度新規派遣は9名で、農業普及3、農業機械1、土壌1、建築1、配管敷設1、柔道1、旅行アドバイザー1である。

農業関係部門（ラプチ農場）は、昭和45年9月に東京農業大学ラプチ実験農場の要員3名を現地で協力隊員に身分転換して継続協力することにして以来3年目になるが、現在5名の隊員が専門家と共に農業協力にあたっている。

土木建設部門（住宅計画局）では、政府関係庁舎、病院建物の設計を主とした協力を行なっている。

今後は農業以外に看護婦の派遣、土木建設、車輛整備、織物加工、スポーツ振興、司書の分野での派遣が見込まれる。

(5) フィリピン

本年度新規派遣は25名で、稲作1、野菜5、果樹1、きのこ1、園芸1、水産養殖2、漁具漁法1、家畜1、水産加工1、農民組織1、ラヂオ・テレビ修理1、電気工事1、窯業1、体操1、柔道1、農業土木4、竹細工1である。

比側受入窓口（PNVSC）との合意により、地域総合開発に熱意のある地方自治体への派遣が増加し、発足以来大口受入先であった地域開発の中央機関である（PACD）への派遣が相対的に減少した。これまでの隊員派遣の経験から協力活動の実質的意義を強めるべく、直接、地方そのものへの協力を指向していることによる。現在隊員を派遣している地方自治体は、州（Province）では La Union, Northern Samar, Abra, Antique, Oriental Mindors, Bukidnon。市（City）では, Naga, Irigan, Bacolod である。

なお、本年度では昭和43年に竹細工で派遣して以来久し振りに、女性隊員4名（園芸・窯業・竹細工・体操）を派遣した。

これまでの派遣総数は248名となり、各分野でのプロジェクトが定着しつつあることを反映して、隊員の任期延長が増加している。派遣分野では農業関係が大半を占めるが、複数の関連業種の隊員のチームワークによる協力が恒常的にも臨時的にも成功例を生みつつある。

(6) ケニア

本年度新規派遣は28名で、野菜6、フェネグリーク1、土木1、電気工事1、溶接1、車輛整備7、車輛電装2、建設機械5、測量2、洋裁2である。

農業関係分野への協力活動が重要視され始め、本年度新規派遣7名の活躍が期待される。農業以外には過去8年の派遣により、受入側の整備拡充及び協力隊の理解度が高まりつつある国家青年開発隊（NYS）、及び建設省への協力が継続している。従来の都市部中心となってい

たものから地域社会開発へと移行するに伴い農業関係隊員の増派遣が見込まれる。

(7) マラウイ

本年度は建築設計3, 道路設計4, 看護婦6, 測量2の計15名の隊員を新規派遣した。

建設関係の隊員はマラウイの都市計画に基づく道路・水道の設計や水道の建設保守に, また土地区画の測量や住宅・学校・事務所・工場施設の電気工事に協力し, 看護婦6名は地方都市コタコタ, マリンディ, マローサのミッションホスピタルにて看護活動に協力している。

(8) モロッコ

本年度新規派遣は灌漑測量3, 獣医2の5名であるが, 継続隊員も含め現地では, モロッコ農業開発の重点施策である灌漑測量の他畜産振興のために不可欠な獣医活動(病理・食肉・検査), 42年以來のプロジェクトである養蚕振興及び都市計画の一環としての造園(カサブランカ・ラバト)の各分野で協力活動を展開している。

(9) タンザニア

本年度新規派遣は20名で家畜飼育1, 養鶏2, 園芸1, 農産物加工2, 畜産物加工1, 造園1, 土木2, 植生調査1, 車輛整備3, 淡水生物学1, 栄養士4, 体育指導1である。

隊員は農業関連業種を主体として22業種の分野で活躍中であり, 農業省・天然資源観光局・通信建設省・総理府(地方行政局)・労働社会福祉省に所属し, それぞれタンザニアの開発に協力している。蔬菜園芸隊員は各州で技術部門の責任者となって模範農場の建設, 病院・小中学校の附属農場及び地域農民への栽培技術の普及指導を行なっている果樹隊員は各市の公園管理と造園及び市内緑地での果樹育成管理の指導や果樹栽培の普及を行なっている。

DMT(ダレスサラーム・バス公社)の車輛整備隊員は, 国营バス会社の中央整備工場で大形自動車の整備修理に協力している。本年度から労働社会福祉省に対して家畜飼育及び園芸の分野の隊員派遣が行なわれた。

今後は特に園芸, 建設機械, 車輛整備, ラジオ送信の分野での協力活動が増加するものと予想される。

(10) ザンビア

本年度新規派遣は12名で水産物加工1, 漁船エンジン1, 車輛整備3, オートバイ修理1, 発電修理1, 無線通信4, 柔道1である。

柔道及び無線通信隊員は内務省警察庁に所属し, ザンビア各地でデモンストレーションを通じての日本紹介や新技術の紹介を行なっている。また地域開発省にはツェツェ蠅防除部の車輛

部門に車輛整備隊員が現地職員の技術向上のため協力活動を行なっている。本年度初めて土地資源省のザンビアFAO水産プロジェクトに、車輛整備、水産物加工、漁船エンジン、漁具漁法の4隊員を派遣した。

(11) エチオピア

昭和46年11月、協力隊派遣の2国間協定が結ばれ、47年8月、第1陣が派遣されて以来本年度中に農業土木2、農業経営1、水産・農水産物加工1、窯業1、車輛整備8、ラジオTV修理1、無線通信4、電話工事2、土木2、水道工事1、医動物検査2、天然痘監視員8、統計調査2、都市計画1、コンピューター1の38名が派遣された。

隊員の現地活動は、地域社会開発には都市計画・上水道施設・土木・車輛整備・窯業の分野で協力しているが、特に窯業プロジェクトが家内工業的見地から注目されている。水産関係では蛋白質確保のため、エチオピア内水面での水産養殖及び水産物加工プロジェクトに協力している。通信関係隊員はエチオピア帝国電々公社附属訓練所に所属し、電話保守技術の指導を行なっている。教育訓練関係の隊員は中央統計局にて統計資料の編集、農業統計、コンピューター等の分野で協力している。また公衆衛生関係では、エチオピア衛生研究所にて医動物部門の調査及びWHOと協力し、天然痘撲滅計画に監視員として参加している。

(12) エル・サルバドル

本年度新規派遣は8名で、陸上競技1、サッカー1、水泳1、ソフトボール1、バスケットボール1、重量挙げ1、柔道1、油絵1である。

体育教育プロジェクト（国立体育教員養成学校及び国立青少年総合スポーツセンター）は5年目、美術教育プロジェクト（国立芸術高等学校）は3年目に入り、協力隊の現地協力活動もすっかり定着している。本年度は芸術高等学校の彫刻・陶芸・油絵、グラフィックデザイン、版画の5種の隊員の協力活動を質的に充実すべく総額約250万円相当のプロジェクト支援機材を購送した。

派遣分野をしばって重点的にかつ継続的に協力する方式はエル・サルバドル政府も、その実効を認め高く評価している。他に、非公式ながら日本語指導、職業訓練、音楽の分野での協力要請もある。

(13) シリア

昭和44年10月、協力隊派遣の2国間協定が結ばれ、45年1月、柔道及び空手の2隊員が派遣された。現在ではこの交替隊員が引継ぎ活躍中である。隊員は内務省に所属し、ダマスカスの警察学校にて体育正課として柔道・空手の指導を行なうかたわら余暇を利用して、一般市民

への普及指導も行なっている。

(14) 西サモア

昭和46年9月に結ばれた派遣協定に基づき、本年度から派遣が開始され、土木2、建築設計1、漁船エンジン1の4隊員が派遣された。派遣隊員はそれぞれ公共事業省の土木局建築局及び農林水産省の水産局に所属し、道路修復工事、橋の設計、低価格住宅の企画、船外機エンジンの修理に協力活動を開始している。

同国に対する諸外国の協力が総じて教育中心であったのに比し、協力隊は技術分野を中心とした隊員派遣である点が相手国から評価され、今後とも要請数の増加が見込まれる。

隊員はそれだけに責任ある地位に立つので同国へ協力隊活動が根付くまでは少数精鋭でいくのが良策であろう。他の公式要請としては小型船外機、漁具・漁法、医師、柔道がある。

(15) トンガ

昭和47年4月に締結された派遣協定に基づき本年度初めて農業機械の隊員1名を派遣した。隊員は農業局所属でメソジスト教会経営の全寮制中学校にて、職業教育の一環として行なわれている農業機械の整備・修理の技術を指導している。

親日的な国民性のため協力隊に対する期待は大であり、同国が独立後日浅く、目下国を挙げて開発を指向しているが、具体的プランも未整備な状態である。

冷凍機・船外エンジン等関連業種のチーム派遣の要請もあり、内容を十分検討して積極的に開発に協力していくことになる。

3. 隊員の募集および選考

協力隊事業の特質から隊員一人一人の活動と成果がそのままこの事業の成否に直接かわりをもっている。この観点から良い隊員を選ぶことは極めて重要な役割をもつ。しかし人物・技術・語学力の三拍子を揃えることは極めて困難を伴う。

事務局は隊員の質的向上を期し、過去7年間を顧みて、反省し、新年度にむけ隊員の募集選考業務の改革に取り組み、その準備を進めた。

(1) 業務の電算化とこれに伴う願書の改訂及び既登録書の一斉切換え。

(2) 選考システムの改革検討に伴う第1次試験の各都道府県単位での実施のための諸準備。

隊員の募集は一般公募による。願書の提出によって自動的に登録者となり、電算機にインプットされる。登録者は以後2年間選考の対象者として扱われる。願書は常時受け付けされているが、本年度は派遣計画に基づき特に集中募集活動が行なわれた。

募集は新聞・ラジオ・テレビをはじめ各県・大学・青年団体・産業団体等、さらには隊員〇

Bの協力を得て全国的に事業目的、派遣計画、現地事情の説明会を実施した。募集活動の反応としての問い合わせは年間1万6,000件余に達し、この事業に対する青年の関心の深さが示された。

選考は第1次選考合格者を対象に、「日本青年海外協力隊選考委員会」によって行なわれる。選考委員は、各界の有識者及び専門家によって構成されており、試験の種類は論文・語学試験（英語による筆記、会話、聞きとり）、心理テスト、個人面接、集団面接、技術面接、身体検査である。

選考は4月（第1次隊分）、8月（第2次隊分）及び12月（第3次隊分）に実施されたが、本年度は新業務方式の実施に関連し、新年度4月から訓練開始となる48年度第1次隊分の選考をも2月に実施した。

47年度1次隊から3次隊までの面接試験については受験総数757名で、このうち259名が合格した。

4. 国内組織活動について

本年度には、協力隊事業を地方に定着させ、より多くの国民に理解してもらおうと同時に、国民的支援体制を確立することを目的として画期的な地方対策を展開した。

事務局内に47都道府県担当職員を配置し、各県単位の第1次選考試験（筆記試験）の円滑なる実施を図るため、県窓口、海外移住事業団、隊員OB各種団体、大学、マスコミに対し、活発に事前周知協力依頼活動を行なった。

- (1) 選考の合理化と第1次選考試験の都道府県での実施——従来の選考システムを改善し、第2次試験（面接試験）をより充実したものとし、隊員の向上を図るため第1次試験（筆記試験）を各都道府県単位に行なうものである。地方で分散して試験が実施されることにより地方への協力隊事業の具体的浸透が期せられ、地方対策との関連が有機的なものになる。
- (2) 都道府県における応募相談体制の確立——海外移住事業団の県事務所を中心に県窓口、隊員OB、その他関係者とのリレー方式による地方レベルでの応募相談体制を確立するため各関係者に協力依頼すると共に、応募相談に必要な各種資料を作成配付した。
- (3) 都道府県における中核的協力者（オピニオンリーダー）の育成と協力隊事業の拠点の設定——オピニオンリーダーの発掘と拠点化を図るため、従来から本事業と接触が深い関係者と積極的に接触し、募集等の情報提供を行なった。また組織化については広島県海外技術協力事業推進協議会なる組織が確立し、県知事を会長とし、研修員受入事業と協力隊事業を柱とする活動が開始され、全国で初の協力隊事業の地方支援体制が実現した。
- (4) その他——(イ) 県または職域グループ毎に実施される「青年の船」青年海外派遣事業に対する便宜供与並びに県・移住事業団等の各種催物への協力、(ロ) アジア・アフリカ研究

会等各高校・大学との提携による各種催物への参加など支援活動、(A A研で初めて海外派遣団が関東支部にて派遣され、フィリピンの協力隊の現地活動を視察して感銘を与えた) (イ) 中央青少年団体との行事提携、(ニ) 国際ロータリークラブとの行事提携

国内における関係者団体との組織的な協力体制の確立は単に広報または募集活動の効果を波及的に浸透させるに止まらず、各団体機関等が、本事業に主体的に取り組んでくれていることから極めて重要な組織活動である。

5. 広報啓発活動

本年度の国内における広報啓発活動は次のように実施した。

- (1) 月刊誌「若い力」の配布 (月刊 28,000部)
- (2) J.O.C.V. ニュースの発行および配布 (月刊 2,500部)
- (3) 国内パンフレット作成配布 (47,000部)
- (4) 資料「協力隊事業の現況」の作成配布 (年3回)
- (5) 募集ポスター作成配布 (B3, 45cm×50cm 20,000部)
- (6) 協力隊員録 150部作成 (年3回)
- (7) 月刊誌「若い力」合本 150部作成
- (8) 隊員募集広告
新聞 (朝日, 読売, 毎日) 2回
週刊誌 (サンデー毎日, 週刊現代) 2回
月刊誌 (現代, 諸君, 家の光, 地上) 各1回
ラジオ放送 (東京放送, 朝日放送) 各局3日間
- (9) 写真展「もう一つの文明を考えよう」開催
会場 霞ヶ関ビル展望台 パノラマ36
期間 昭和47年5月21日～6月30日
- (10) 取材協力 (情報提供, 便宜供与等)
新聞41件, 雑誌25件, ラジオ・テレビ22件, 団体その他21件
- (11) 隊員募集に関する問い合わせ者への情報提供等 1万3,200件
- (12) 協力隊映画及び隊員現地活動状況写真の貸出し

6. 帰国隊員対策

隊員の社会復帰を効果的に進めるため、帰国隊員研修会を3回、また既に復帰している隊員OBを各県2名程度で招集し、特別研修会を実施した。

帰国隊員の社会復帰は協力隊事業の一環として重要な事項であり、隊員の帰国に際し、その社会復帰に必要な事柄を研修すると共に、隊員の現地経験を事業に反映させることを目的としている。また、望ましい形としては、隊員が帰国後協力隊活動で得た貴重な体験を生かし得るような、また地域の人材育成につながるような職場環境へ復帰させることである。本人の地元への復帰を容易にすることは、種々の見地から上記目的に合致するものと考えられるので、そのような地方基盤をつくることを地方対策に関連して検討中である。

さらに、将来の技術協力要員の育成を目的とした専門家養成研修を関係機関に委託して実施した。その他、隊員OBの会の育成について、各県別OB会の活動あるいはOB会結成を支援した。

7. 派遣前訓練

訓練は渋谷区広尾の「日本青年海外協力隊訓練所」で5月8日から7月29日までの83日間、9月4日から11月25日までの83日間および48年1月8日から3月17日までの69日間、計3回行なった。訓練は全員合宿制で任国の人々と生活と労働を共にしながら、受入国の開発に協力し、その任務を十分果たせるような隊員を養成すべく、下記の項目に重点をおき実施した。

(1) 協力隊講座

協力隊事業の理念と性格、協力隊の目的と隊員の使命、事務局の組織と任務、現地での業務内容、現地生活の心得および諸外国のボランティア活動について学ぶもの。

(2) 語学研修

任国の実情に応じ、現地で話されている言語の習得に主眼をおいた。特色としては、一定期間（1カ月程）日本語使用を禁止するなど、可能な限り外人講師（英語、マレー語、ラオス語、スペイン語、ネパール語、スワヒリ語）を招聘これにあたった。

(3) 開発と協力についての理解

国の経済的、社会的開発に対する外部からの協力援助についての基礎的知識の習得を目的とするもの。

(4) 日本についての理解と異文化の理解

相手国を正しく理解することなくしては、協力は不可能である。従って相互の文化の違い（発想法、人間関係、生活文化の相違等）を理解し、どのように適応し乗り越えていくかについて学ぶもの。特に日本の理解については、その特質を知るためにグループ毎にテーマ別日本研究を行なった。

(5) 任国事情

任国の歴史、地理、経済、社会、文化等を学ぶためにレポート学習方式を採用した。

(6) 技術研修と調整

技術のブラッシュ・アップおよび任国で要求される技術の調整をするもの。

(7) 熱帯の保健衛生と安全教育

酷暑の地で任務遂行上必要な衛生知識、救急法等の習得。

(8) 体育・野外訓練

辺境、酷暑の地で十分任務を果たせるような体力づくり。

なお、訓練期間中の日課は午前6時（冬期は6時半）の起床により、午後11時の就寝に至る時間帯で、午前中は語学研修を、午後及び夜は講義、体育、語学研修、自主学習を行なった。語学研修には特に力を入れ最も多くの時間をあてるとともに、集中語学研修期間を設定するなど、日本人特有の外国語コンプレックスの克服に努めた。また、各派遣国から来日中の人々とも接触の機会をもち現地事情の聴取、語学の実施訓練を図った。

8. 帰国隊員就職状況

昭和47年度帰国隊員の就職状況は次のとおりである。

区 分	員 数	区 分	員 数
OTCA (職員)	2	建設関係会社	35
OTCA (専門家)	3	土木関係コンサルタント	4
専門家養成研修	5	電気関係会社	2
公務員 (国・地方等)	26	医療関係	2
教 職 員	9	出 版 社	1
団体職員	15	自 営	28
自動車工業関係会社	2	大学等編入及び復学	7
機械工業関係会社	6	海外渡航及び留学	3
商 社	23	その他研修	2
水産・畜産関係会社	6	未 定	13
農機具関係会社	8	(小 計)	213
農業生産販売会社	5	任期延長 (短期延長を含む)	54
林業関係会社	6	合 計	267

9. その他

在外隊員に対する携行機械、追加機械の購送、現地健康診断、医薬品の購送、災害補償、共済給付、技術誌等の購送及び現地駐在員・調整員による巡回指導並びに事務局職員の出張による指導を行なった。

第3節 事業の問題点と将来への改善策

過去の貴重な体験と反省をもとに、より良き隊員を発掘し、より良く磨き、現地協力活動の質的向上を目指すべき時期にあり、隊員の質の確保に関する一連の国内的仕組みの整備充実が急務となっている。

1. 地方選考の実施

書類審査により第1次選考を行ない、その通過者を事務局へ呼んで筆記試験及び面接試験を行なう従来の選考方式では選考のパターンが東京中心となり、地方の適材を逸する可能性もあり、反面、書類審査だけで第2次選考対象者を抽出することから生ずる呼び集めの無駄が回避できない。

選考を合理化するためには、志願者の地元（県単位）で相当程度内容のある実質的な第1次選考（筆記試験）を行なうことが必要であり、また地方における協力隊事業の浸透・定着のためにも有効なものである。

2. 訓練方式の変更

訓練期間の延長と同時に、隊員の有する技術を有効に伝えるためのコミュニケーションの手段としての語学力（現地で話されている言葉）の一層の強化が必要であり、協力活動に関する実践的オリエンテーションをも十分に折り込んだ訓練方式とするため、座学訓練2カ月と語学集中訓練2カ月とに分離し、後者では外人講師による小グループ編成の、日本語使用を禁止する準現地環境における訓練とする。

3. 所属先補填制度

帰国隊員が、円滑に国内復帰できない例があることが、協力隊に参加したいと熱望している多くの青年を最終段階で躊躇させるものとなっている。帰国後の身分の安定を計り、任期中安んじて業務に邁進できるよう、また優秀な人材への参加の門戸を開くよう、所属先に対する人件費の補填制度を導入することが必要である。

4. シニア隊員派遣制度

協力隊員から専門家への道を具体的に開くことは、隊員の中にも協力活動をライフワークとしたい意欲に燃えている者が多いことから現実的な要請であり、またわが国の技術協力の要員

確保の面からも早急な具体的施策が必要とされている。海外において実践的経験を有する隊員のうちから、優秀な者を選択し、一定の研修を行なったうえシニア隊員としてプロジェクトリーダーあるいはプロジェクトプログラマー等をして再派遣し、専門家となるための研鑽を積ませる制度の実現が望まれる。

5. 隊員の福祉対策

隊員の給与は、事業の特性から現地生活費のみを給与するという給与抑制方針が採られているが、一旦不慮の災害が発生した場合にはそれなりの手厚い対策が必要である。

共済制度の充実や、生命保険の加入にあたって給付を厚くしようとしても、隊員はその掛金負担に耐えられる給与は支給されていないという矛盾に帰着する。さらに海外における地域的
内乱・天災地変・水害・疾病による隔離等の異常事態発生によって隊員が不測の損害を蒙むることに対しての具体的対策の実現が必要である。

第10章 委託業務に関する企画，広報，情報管理， 海外事務所運営，語学研修事業

第1節 企画，調査に関する事業

1. 技術協力計画調整および効果測定のための調査

わが国の政府ベースによる技術協力は昭和29年に開始されて以来，年平均30%以上の拡大軌跡をたどり，協力形態も初期の単発派遣，研修員の受入れといった単純なものから，専門家チーム，各種機材供与，研修員の受入れを組み合わせるプロジェクトベースの協力へ進展し，同時に対象分野も広がってきている。こうした協力規模の拡大に伴い，わが国の技術協力が相手国の協力に対するニーズに合致したものであるかどうか，あるいは効果的に実施されているかといったプロジェクトの効果に重大な関心が払われるようになってきた。

現地調査はかかる点に鑑み，実施中のプロジェクトを総合的に把握し，かつ相手国政府の要望を知り，あわせて第3国等の現地での実施方法を知ることにより今後のプロジェクト実施・運営上の改善を探る等プロジェクトの効率化に役立てようとするもので，昭和42年度より毎年実施してきた。47年度においては下記3チームを派遣し，調査を取りまとめ「技術協力計画調整及び効果測定のための現地調査総合報告書」として刊行した。

(1) タイ	昭和48年2月20日～3月14日	2名
(2) マレーシア・シンガポール	昭和48年3月6日～3月21日	2名
(3) インドネシア	昭和48年3月4日～3月24日	2名

2. 技術協力動向調査

当調査は開発途上地域における経済的・社会的動向および国際機関，第3国の援助傾向について調査し，わが国の技術協力事業の改善に資するもので，毎年特定の国あるいは地域を対象として実施してきた。本年度は，中南米を対象地域に取り上げ，同地域に派遣中あるいは帰国している専門家およびECLA職員の協力を得て調査を実施した。この調査は「中南米動向調

査報告書」として取りまとめたが、その内容は次のとおりである。

- (1) ラテン・アメリカにおける経済発展と経済・技術協力——ラテン・アメリカ経済委員会
……細野昭雄
- (2) エル・サルバドルに対する今後の日本の技術協力のために——エル・サルバドル国立工業学校……前専門家・古家齋三
- (3) パラグアイにおける技術協力の事例
- (4) ブラジル繊維工業技術訓練センターを中心とした技術協力——ブラジル繊維工業技術訓練センター……前理事長・竹田元彦

3. 国別委員会

技術協力規模の拡大に伴い、相手国の要請に対する受身的実施から、当方より真に相手国の開発にとって効果あるプロジェクトを見い出して協力するといった積極的姿勢が望まれるようになってきていることは周知のとおりである。このため相手国の実態、協力ニーズを研究、把握する必要があり、かかる観点から、本年度より、その第1歩として、タイ・マレーシア・シンガポール班、インドネシア班、中南米班の3班を編成し、活動を開始した。

4. その他の事業

- (1) アジア諸国の経済社会開発に関する動向調査の一環としてコロombo・プラン年次報告書及びUNDPのカントリー・プログラムのうちインドネシア・マレーシアの分について翻訳、製本した。
- (2) UNDP他外部技術協力関係者との懇談会、講演会等を開催した。

第2節 広報に関する事業

1. 出版に関する事業

- (1) 月刊「海外技術協力」の刊行

技術協力の役割と現況を関係者及び一般に認識させ、より効率的な協力を進め得るよう、協力の現場における報告、調査等を中心として毎月編集刊行し、関係方面に配布した。

本年度は、前年度に引き続き、「アジア開発シリーズ」を掲載することとし、テーマ別編集を試みた。すなわち、農業開発協力・水産開発協力・養蚕開発協力・農業協同組合、農業教育協力・文化教育交流・アジアの人口問題篇を掲載し、部門別・テーマ別研究を行なった。この

第2部第10章 委託業務に関する企画，広報，情報管理，海外事務所運営，語学研修事業のほか，事業団創立10周年記念特集号を編集し，技術協力の方途について，各界の名士等より寄稿のあった提言，論文等を掲載した。

(2) 和文「技術協力年報」1972年版

1972年度の事業別実績及び展望等を網羅し，技術協力の現状と問題点に関する調査研究を行った。総論，各論及び統計資料編に大別され，総論にあつては，技術協力を国際的かつ大局的観点から考察し，各論では，各事業毎に，その事業実績，現状と問題点を展開した。

(3) その他の資料

① 和文「事業団概要」1972年版

事業団の業務内容，組織を簡潔にとりまとめた。

② 英文「事業団概要」……（OTCA・1972）

和文事業団概要を基礎とし，海外向けに編集し，外国関係者に対する事業概要の紹介に供した。

③ 「事業団10年の歩み」

本年をもって事業団設立10周年を迎えるにあたり，設立母胎の発展的解消から，新事業団への統合を経て現在に至るまでの飛躍的発展の過程と足跡をふりかえり，調査研究を行ない，技術協力業務の推移を関係者及び一般に把握させることとした。

2. マスメディアによる広報

(1) テレビ製作放送に関する事項

事業団設立10周年を記念して，制作済フィルム「南と北のかけ橋」カラー，30分を東京地区はフジテレビ，関西地区は関西テレビにより放映し，技術協力に対する一般の関心を喚起した。

(2) 新聞による広報

事業団設立10周年を記念して毎日新聞に関係記事を掲載した。

(3) 日本短波放送による放送

事業団設立10周年を記念し，国内向け新春特別番組「OTCA10年の歩み」を製作し，法眼外務次官，中山会長の出席のもとに，座談会を開催し，技術協力の現状と問題点についての討論を放送し，国民の理解と注意を喚起した。

(4) その他の業務

制作済映画フィルムを関係諸団体へ貸出しを行ない、海外向け広報カレンダーおよび卓上カレンダーを作成・配布した。

3. 講演会開催に関する事項

- (1) 東京地区——賛助会員を対象とし、「多極化世界と日本の撰択」と題する野村総合研究所・佐伯喜一氏の講演および、映画「ようこそ南の友よ」の上映を行なった。
- (2) 高松地区——四国方面賛助会員、その他海外進出企業等を対象として、香川県、四国通産局、高松商工会議所、日本貿易振興会高松支部と共催し、海外経済協力講演会を開催した。「中小企業の海外進出」と題する元海外技術協力事業団専務理事・油谷精夫氏の講演および、映画「南と北のかけ橋」の上映を行なった。

第3節 情報管理事業

わが国の技術協力事業は年々拡大の一途をたどり、近年は急速な量的拡大とともに、質的向上と改善に重点が移りつつある。したがって、その効果的实施を図るためには技術協力に関する情報資料を収集、整備する必要がある。このため、情報管理課においては電算機の導入体制を整えるなど、次のごとき業務を実施した。

1. 資料室の整備

前年度に引続き関係資料を収集し、派遣する専門家等技術協力関係者等の利用に供した。

2. 技術協力実績の刊行等

技術協力の実績を各4半期毎に集計のうえ、4半期実績表を刊行するとともに、DAC、コロンボ計画事務局等国際機関に対するレポートの作成を行なった。

3. 開発途上国の水産事情シリーズの刊行

開発途上国の水産業の重要性に鑑み、水産庁、派遣専門家等の協力のもとに、前年度に引続き開発途上国の水産事情シリーズとして、ヴィエトナム共和国における水産業につき刊行した。

4. 電子計算機導入準備業務

技術協力が、わが国の開発協力の中心的役割を担う方向にある今日、電子計算機の導入による情報の収集とその効果の利用は、技術協力を飛躍的かつ質的に向上させうる手段となる。また、技術協力事業の総合性、計画性に鑑み、より複雑化する業務の迅速かつ正確な処理も同時に実行しうるので、電子計算機の「導入のための基本方針」を策定し、有効な経営管理システムと合理的な事務処理システムの確立を目指して、下記のシステム開発を行なった。

(1) 専門家派遣システム

登録サブ・システム

派遣サブ・システム

(2) 研修員受入れシステム

システム設計のための、現状分析、予備設計を実施、現在詳細設計中である。なお、外務省の協力を得て、要請案件処理サブ・システムを開発した。

(3) 経理会計システム

システム設計のため予備設計を開始した。

(4) 協力隊派遣システム

協力隊派遣システムは、既に、外務省のマシンを使用して稼動中であり、引続き他のシステムを開発中である。

第4節 海外事務所の運営

1. 第5回海外事務所長会議

本会議は、事業団本部と海外事務所との連絡をより密接にするとともに、海外事務所の運営を強化、改善することを目的として、昭和43年度より毎年1回、海外において開催してきたが昭和47年度においては、世界的にわが国の技術協力が質量ともに、強化、拡大を要求されており、この新しい情勢に対処するため、とくに、本部において、昭和47年10月23日より28日まで6日間開催した。本会議の討議事項は、下記の通りであった。

(イ) 技術協力の近況と今後の方向

(ロ) 海外事務所の今後のあり方

2. 海外事務所の新設

本年度は、メキシコに中南米地域内で初めての海外事務所を設置した。これにともない、既

設の10事務所（タイ、インド、クメール、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ、シンガポール、ケニア、ヴェトナム、イラン）に加えて、11事務所となった。

なお、バングラデシュおよびクメールは、一時閉鎖中である。

3. 海外事務所員の増派

海外事務所のうち、最近著しく、業務量が増加しているインドネシアおよびケニアに各1名を増派した。

第5節 語学研修事業

技術指導を行なう目的をもって開発途上国へ派遣される技術専門家、海外技術訓練センター要員等が、任国においてその知識と技能を十分に活用して、所期の成果を収めるためには、これらの人々が十分な語学力を具備していることが必要なことは、いうまでもない。語学研修案においては、これらの事情に対処するため、派遣前2カ月間に、集中的かつ効率的に語学を習得できるよう、教職豊かな外国人、日本人教師を備上し、個人の能力に応じた研修を行なっている。

研修対象者は、単に技術専門家、センター要員のみならず、その同伴家族、ならびに各省庁の海外出張予定者、国内研修受入機関の指導官に及んでいる。対象語は、協力事業の拡大に伴い多様化し、英語は勿論のこと、仏語、西語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、トルコ語、及び協力地域の現地語の一部におよんでいる。

英語は、年間を通じて、常時開講され、その他は、受講者の依頼に応じ、随時コースを開設している。昭和47年度の実績としては、専門家については、英語受講者62名、仏語4名、スペイン語9名、ポルトガル語2名、タイ語1名、ラオス語1名、アラビア語1名であって平均受講期間は2カ月であった。専門家以外の受講者は21名であり、また名古屋国際研修センターにおいては、研修員受入機関対象者に対し、2カ月間の英語研修を行なった。

なお、本年度内に計130名の受講者があった。また本年度は、短期間に研修効果を高め効率的な研修が受けられるよう語学関係資料、テープのコピー等を作成した。